

目標1 性別にかかわる人権の尊重

一人一人が性別にとらわれることなく、安心して豊かに暮らすためには、男女がともに抱えている、その性別ゆえの生きづらさを解消する必要があります。

なかでも性別にかかわる重大な人権侵害であるセクシュアル・ハラスメント、DV、性犯罪⁵・性暴力⁶などのあらゆる暴力は、引き続き深刻な社会問題となっています。さらに、デートDV⁷やJKビジネスなど、若年層に対する性暴力につながる問題も発生しています。これまで以上に性別にかかわる人権の尊重への理解を深め、差別や暴力を許さない社会づくりをすすめるとともに、幅広い年齢層の方に対する被害防止に向けた啓発や相談窓口の一層の周知、さらには、被害者の自立に向けた切れ目のない支援に取り組んでいきます。

また、男女が相手に対する思いやりをもって男女共同参画社会を形成していくため、お互いの性に対する正しい理解と生涯を通じた健康支援をすすめるとともに、メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発に取り組んでいきます。

貧困や障害、同和問題（部落差別）等の困難を抱えた人々にとっては、それぞれの困難が性別ゆえの生きづらさと重なって、より困難な状況に置かれていることに配慮して一層の支援をすすめます。また、ひとり親や性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など、家族や性のかたちは多様なものとなってきているため、理解促進に取り組んでいきます。

こうした取組により、誰もが性別にかかわりなく人権が尊重される社会の実現をめざします。

【方針】

- ① 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
- ② 配偶者や交際相手からの暴力の予防啓発
- ③ 配偶者や交際相手等からの暴力の被害者支援
- ④ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重と生涯を通じた女性の健康支援
- ⑤ メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
- ⑥ 様々な困難を抱える人々（貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国人等）への支援
- ⑦ 多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等）への理解促進

⁵ 性犯罪：犯罪のうち「強制的性交等、強制わいせつ」等の性的な犯罪をいう。

⁶ 性暴力：「性犯罪よりも意味が広く、意に反するすべての性的な言動」（性犯罪、性的虐待、配偶者からの性的暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢、盗撮等）と言われている。

⁷ デートDV：婚姻関係にない交際相手との間に起こるさまざまな暴力をいう。

成果指標	現状値	目標値
「デートＤＶ」という言葉の認知度	43.9% (令和元年度)	55% (令和6年度)
がん検診受診率（①子宮がん・②乳がん）	①59.0% ②49.0% (令和元年度)	①65% ②55% (令和7年度)
「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」 という言葉の認知度	65.5% (令和元年度)	75% (令和6年度)

1-① 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発

セクシュアル・ハラスメントや性犯罪・性暴力等の性別にかかわる人権侵害の解消に向け、性別にかかわる人権が尊重されるための啓発を男女平等参画推進センター等においてすすめます。また、職場・家庭・地域等で直面するさまざまな男女の悩みを受けとめる相談事業の充実に取り組みます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
1	男女の人権を尊重するための啓発事業	男女平等参画推進センターや女性会館、各区生涯学習センター、なごや人権啓発センターにおいて、男女の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現のための教育・学習機会の充実をすすめます。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 13回 女性会館 3回 生涯学習センター 8回 人権啓発センターにおける講座や展示等の啓発の実施	スポーツ 市民局 教育委員会
2	女性のための総合相談 重点 （電話・面接・専門相談等）	男女平等参画推進センターにおける女性のための総合相談において、相談者の女性の人権についての意識を高めつつ直面する問題の解決に取り組むとともに、女性の人権についての課題の把握に努めます。また、困難な立場にある女性の背景を熟知した相談員を育成するための研修を行います。	相談の実施 個別相談件数 3,801件	スポーツ 市民局
3	男性のための相談事業	家族や仕事、人間関係等について悩みや生きづらさを解消するため、相談やセミナーを実施するとともに、男性の抱える課題の把握に努めます。	相談の実施 相談件数 152件	スポーツ 市民局
4	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策	企業・大学等においてセクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた研修をすすめます。また、職員等に対するセクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた研修等の意識啓発を実施していきます。	研修等の実施 企業 2回 職員向け意識啓発の実施	スポーツ 市民局 総務局
5	性犯罪・性暴力の防止対策 重点	男女平等参画推進センターなど様々な窓口において性犯罪・性暴力を防止するための啓発資料の配布等を実施します。また、地域の防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上と市民の防犯意識の高揚を図ります。	パープルリボンキャンペーンの実施 街頭犯罪抑止環境整備事業の実施 LED防犯灯 2,120灯 防犯カメラ 347台 防犯灯電灯料の補助 防犯灯 40,465灯	スポーツ 市民局

1-② 配偶者や交際相手からの暴力の予防啓発

DVやデートDVが人権侵害であるという認識を効果的に高め、暴力根絶のための基盤をつくとともに被害に遭った時に早期に支援につながるができるよう、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）⁸等の市民にとって身近で利用しやすい様々な媒体を活用し、若年層をはじめとする幅広い年齢層を対象とした広報・啓発や相談窓口の周知に取り組みます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
6	DV根絶のための意識啓発事業	DV防止啓発カードの配布等により、相談窓口の周知を図ります。また、DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント等の女性の人権を侵害する暴力の根絶を訴える「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心に、DV根絶に関する講座・セミナー、パープルリボンキャンペーンや児童虐待対策と連携した広報・啓発を行います。 さらに様々な媒体を活用して、若年層をはじめとするすべての年齢層に相談窓口等の情報が届くように努めます。	啓発カードの配布 講座等の実施 9回 パープルリボンキャンペーンの実施	スポーツ 市民局 子ども 青少年局
7	デートDV防止のための意識啓発事業	デートDV防止啓発カードやハンドブックを配布するとともに、デートDV防止に関する講座・セミナー等を行います。 また、デートDV防止の出張講座などを学校において実施し、大学・高校などと連携して、若年層を対象にしたデートDV防止教育を進めます。 あわせて、様々な機会・媒体を通じてより幅広い年齢層を対象とした意識啓発を実施します。	若年層向けデートDVハンドブック等の配布・活用 講演会・セミナーの実施 3回 若年層向け講座 15回	スポーツ 市民局 子ども 青少年局 教育委員会

⁸ SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）：友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

1-③ 配偶者や交際相手等からの暴力の被害者支援

DV被害者の相談・支援にあたっては、安全・安心に配慮し、切れ目のない支援を実施するとともに、被害者が相談窓口につながりやすくする取組や民間団体・関係機関との連携の強化、被害者が同伴する子どもの支援の充実などを図ります。また、DV以外にも暴力の被害に遭った性犯罪被害者等の支援をすすめます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
8 重点	DV被害者等への相談・支援	配偶者暴力相談支援センターや社会福祉事務所において、相談への対応・保護・自立支援・同伴する子どもへの支援等の、被害者を孤立させない・切れ目のない相談及び支援を実施します。 また、暴力被害を受けていても相談窓口につながっていない被害者が相談しやすいよう、SNSを活用した相談を実施します。	相談の実施 DV相談延件数 9,742件 (配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所)	子ども 青少年局
9	子どもを虐待から守るための支援	子どもの面前でのDV等の虐待から子どもを守るため、児童相談所、社会福祉事務所をはじめとする行政機関や医療機関、学校など関係機関との連携強化を図ります。 また、相談体制を充実させるなど、児童虐待の発生予防から、虐待を受けた子どもの保護・自立支援まで切れ目ない支援体制を充実させます。 さらに、「名古屋市児童を虐待から守る条例」に基づく広報・啓発等をすすめます。	なごやこどもサポート連絡協議会・区連絡会議の開催 児童虐待相談対応件数 3,892件 なごやっ子SOS 相談件数 4,748件 社会福祉事務所支所に児童相談所との兼務児童福祉司を増員、児童虐待対応支援員を配置 児童虐待防止推進月間の5月、11月にイベント等を実施	子ども 青少年局
10 重点	女性のための総合相談 (女性の自立のためのグループプログラム等)	男女平等参画推進センターの女性のための総合相談の相談において、DVや家族関係での暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力などの被害者が精神的な回復や自立に向けて踏み出せるよう、関係機関との連携や、女性のためのサポートグループ事業等を実施します。	サポートグループ事業 5回 講座の開催 7回 カウンセリング事業の実施	スポーツ 市民局

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
11	犯罪被害者等支援事業	総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした性犯罪をはじめとする犯罪被害者等に対する支援を実施します。	総合支援窓口の設置 経済的・精神的支援の実施 広報啓発・人材育成の実施 犯罪被害者等早期援助団体への助成	スポーツ 市民局
12	支援者の育成	相談支援業務に従事する職員に対する体系化した研修や公的機関・民間団体の支援者も対象とした研修を実施し、支援者のスキルアップ・組織対応能力の強化を図ります。 また、被害者と直接関わる職員等の言動が被害者を更に追い詰め、傷つけること（二次的被害）の防止のため、広く職務関係者に向けた研修を実施します。	研修の実施 関係職員 2回 職務関係者 1回	スポーツ 市民局 子ども 青少年局
13	庁内及び関係機関・民間団体との連携	「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」及び「名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」を活用して、庁内や関係機関・民間団体の取組が効果的に機能するよう、連携をすすめます。	会議開催 2回	スポーツ 市民局 子ども 青少年局

1-④ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ⁹）の尊重と生涯を通じた女性の健康支援

男女がお互いの性を理解し、また、それぞれの健康を適切かつ主体的に自己管理するための情報提供や健康教育をすすめます。特に女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージごとに大きく変化するという特性があることに留意し、そのライフステージに対応した適切な健康の保持増進ができるような取組を推進します。また、男性に比べて女性の運動習慣者の割合が低いことに留意し、生涯を通じた健康づくりのために身近な地域での女性の運動・スポーツ参加を促進します。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
14	性と生殖に関する健康と権利についての学習・啓発	男女平等参画推進センターや女性会館などにおいて、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に関する学習、啓発をすすめます。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 1回 女性会館 1回	スポーツ 市民局 教育委員会
15	思春期における性の尊重についての啓発	「健康なごやプラン21(第2次)」の分野11「思春期の保健対策の強化と心身両面の健康づくり」における取組として、思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりに関する総合的な知識の普及や相談等を行う思春期セミナー等を実施するとともに、市内小中学校・高校・特別支援学校において保健学習等を通じた性教育を行います。	思春期セミナー等 302回 性教育の実施	子ども 青少年局 教育委員会
16	性感染症等への対策	HIV／エイズ対策啓発ポスターの掲示、リーフレットを作成・配布するとともに、HIV／エイズ講習会・研修会を実施します。	パンフレットによる啓発 講習会・研修会の実施	健康福祉 局

⁹ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：リプロダクティブ・ヘルスとは、平成6年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツは、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

事業	事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
17	妊娠・出産等に関する健康支援	母子健康手帳の交付 20,365 件 両親学級(パパママ教室) 463 回 妊婦健康診査延べ受診者数 220,219 人 なごや妊娠SOS相談件数 275 件 不妊治療への助成 特定不妊治療費助成事業 3,428 件 一般不妊治療費助成事業 808 件 産前・産後ヘルプ事業 派遣時間数 19,623 時間	子ども 青少年局
18 重点	生涯にわたる健康教育・健康支援	がん検診の実施 子宮がん 91,524 人 乳がん 51,556 人 乳がん自己触診法普及事業 210 回 女性を対象としたレクリエーションスポーツ事業 10 回	スポーツ 市民局 健康福祉局



1-⑤ メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発

メディアを通じた情報は、多くの人々へ影響を与えることから、男女平等参画の視点について、常に留意されなければなりません。特に、スマートフォンの急速な普及により、インターネットやSNSがますます身近な存在となったことで、女性や子どもの人権を侵害する表現や情報が流通し、性暴力や性犯罪につながるケースがあることや若年層に深刻な影響を及ぼしていることに留意し、利用にあたっての注意喚起や情報に対する理解や知識を深め、情報を主体的に読み解くことができるよう、一層の啓発や教育に取り組みます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
19	青少年を取り巻く有害環境等への対応	出会い系サイトやSNS等で青少年が危険にさらされないよう広く周知を図るとともに、インターネット上におけるいじめ対策を実施します。	懇談会等の実施 リーフレット等の配布 「わくわくキッズナビ」での情報モラル学習コンテンツの掲載 学校からの相談に対応する窓口の設置	子ども 青少年局 教育委員会
20	メディア・リテラシー ¹⁰ 向上のための啓発	メディアを通じた情報を主体的に収集・判断し、適切に発信する能力の育成のための講座を開催するとともに、人権侵害の予防啓発を行います。	講座等の実施 女性会館 4回 生涯学習センター 4回 人権啓発センターにおける講座や展示等の啓発の実施	スポーツ 市民局 教育委員会
21	公的広報物ガイドラインの活用	男女平等参画の視点からのイラスト集を作成し、庁内向け市公式ウェブサイトを通じて提供するとともに、市広報担当者に向けて公的広報物ガイドライン研修を実施します。	研修の実施 職員 1回	スポーツ 市民局
22	広報事業者への啓発	女性に対する暴力防止に向けた自主的な取組を行うよう働きかけます。	メディア関係者への働きかけ、情報提供の実施	スポーツ 市民局

¹⁰ メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

1-⑥ 様々な困難を抱える人々（貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国人等）への支援

貧困や差別・偏見等生活上の困難に直面している人々は、それぞれの困難に加え、性別ゆえの生きづらさと重なって、更に複合的に困難な状況に置かれています。これらの様々な困難を抱えた人々が、安心して暮らすことができるよう、男女平等参画と人権尊重の視点に立って貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国人等への理解促進や支援をすすめます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
23 重点	経済的自立に向けた支援	男女平等参画推進センター等において就労支援セミナー等を実施します。また、生活保護受給者の早期の就労や自立及び生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう支援します。	セミナー等の実施 男女平等参画推進センター 5回 なごやジョブサポートセンター 10回 就労自立に関する自立支援プログラム推進事業の実施 生活困窮者の自立支援 新規相談受付件数 3,837件	スポーツ 市民局 経済局 健康福祉局
24	ひとり親家庭の精神的な支援	ひとり親家庭が抱えている精神的負担の軽減や自立を促すため相談やセミナーなどの支援を行います。	シングルマザーのための就職フェアでの個別相談の実施 区役所・支所におけるひとり親家庭等に対する総合的な相談 相談件数 母子・父子自立支援員 17,656件 ひとり親家庭応援専門員 9,724件 ジョイナス、ナゴヤでの心理カウンセリング 137件 ひとり親家庭のセミナー等 18回	スポーツ 市民局 子ども 青少年局

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
25	ひとり親家庭の 経済的な自立 への支援	ひとり親家庭の自立に向け、安定した経済基盤の確保のための就業支援や、生活上の負担の軽減をはじめ、貧困の連鎖、経済的格差の拡大・固定化を生じさせないため総合的な支援を推進します。	相談事業の実施 自立支援給付金事業 自立支援教育訓練給付金 53 件 高等職業訓練促進給付金 105 件 母子父子寡婦福祉資金貸付金 1,545 件 児童扶養手当の支給 ひとり親家庭手当の支給 ひとり親家庭等医療費助成 中学生の学習支援事業の実施	健康福祉局 子ども青少年局
26	障害者への支援	必要な障害福祉サービスなどを適切に利用できるよう相談支援事業の充実など、障害のある方が地域で安心して暮らすための支援体制を整えます。	相談支援事業等の実施 リーフレットの作成 講座等の開催 ユニバーサルデザインの教育・研究	総務局 健康福祉局 子ども青少年局 教育委員会

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
27	同和問題（部落差別）の解決に向けた支援	文化センター等において、地域住民の生活や文化の向上をはかり、同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題の解決に役立てることを目的として、生活相談をはじめ高齢者相談、健康相談など各種相談事業を行うとともに、愛知県弁護士会や名古屋法務局など関係機関と連携して、法律相談、人権相談、経営相談を実施します。 また、教育集会所において、生活相談や健康相談を実施します。 さらに、人権問題の重要な課題としての同和問題（部落差別）の解決に向けた市民の自主的活動や取組への支援や意見交換を行います。	相談事業等の実施	スポーツ 市民局 教育委員会
28	外国人への支援	名古屋国際センターにおいて、無料法律相談や市政についての相談等に応じます。 また、外国人DV被害者への支援や外国人の子どもの相談・保護等に必要な説明に対しての通訳派遣を行います。	外国人のための相談事業の実施 通訳派遣 40回	観光文化交流局 子ども 青少年局

1-⑦ 多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等）への理解促進

少子高齢化の進行やグローバル化等により、家族や性のかたちが多様なものとなってきています。一人一人の生き方の選択が社会への参画や活躍の障壁にならないために、多様な生き方が尊重されるよう偏見を取り除くための理解促進に取り組みます。

事業		事業内容	現況 (R元時点の状況)	所管局
29	多様な生き方の理解促進に向けた意識啓発・専門相談等	男女平等参画推進センターやなごや人権啓発センター等において、多様な生き方に対する差別や偏見を解消するとともに、正しい理解を深めるための意識啓発や専門相談を行います。また、職員等に対する研修を実施します。さらに、パートナーシップ宣誓制度 ¹¹ の導入に向けて検討をすすめます。	講座等の実施 男女平等参画推進センター 8回 人権啓発センターにおける講座や展示等の啓発の実施 研修等の実施 6回 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）に関する専門相談の実施	スポーツ 市民局 教育委員会

¹¹ パートナーシップ宣誓制度：主に同性カップルに対し、日常生活においてお互いに人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓した場合に、自治体が独自に宣誓書の受領書等を交付するもの。受領書等は要綱等に基づく書類であり、法的な効力はない。